

[鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港]

指定管理施設運営評価委員会評価報告書

指定管理施設における施設管理状況の点検について（平成19年9月19日付第200700099675号行政経営推進課長通知）に定める「指定管理業務点検要領」に基づき、鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港評価委員会として、以下のとおり指定管理者による鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の管理運営状況について、中間年度までの実績をもとに評価を行った。

1 対象施設

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港（境港市昭和町9番地7ほか）

2 指定管理者

境港水産物市場管理株式会社 代表取締役社長 佐々木 六郎（境港市昭和町9番地7）

3 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）

4 評価委員会

（1）開催日 令和4年10月24日（月）

（2）開催場所 鳥取県営境港水産物地方卸売市場 現地及び会議室

（3）評価委員

| 区分 | 所属・役職 | 氏名 |
|------------|------------------------|--------|
| 学識経験者 | 鳥取環境大学環境学部環境学科・准教授 | 戸苅 丈仁 |
| 公認会計士又は税理士 | 北野岳之税理士事務所・税理士 | 北野 岳之 |
| 施設に関する有識者 | 一般社団法人境港水産振興協会・境港お魚ガイド | 松本 美穂子 |
| 施設に関する有識者 | 境港商工会議所女性会・理事 | 遠藤 貴美子 |
| 行政（県） | 農林水産部水産振興局長 | 國米 洋一 |

（4）評価方法

令和元年度から令和3年度までの指定管理者から提出された事業計画書及び事業報告書、各年度の県による評価結果、現場視察、質疑応答等に基づき、各委員が評価項目ごとに評価を行った。評価は「2点、1点、0点、△1点、△2点」の5段階で行い、5名の委員の平均で決定した。

（5）評価結果

ア 評価点数

指定管理者による鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の管理運営状況の評価は以下のとおり。

| 評価指標 | |
|------|---|
| 2点 | 協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。 |
| 1点 | 協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。 |
| 0点 | おむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。 |
| △1点 | 協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。 |
| △2点 | 協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。 |

| 項目 | 協定書の内容・評価のポイント | 評価点平均 |
|---|--|-------|
| ①施設設備の維持管理・緊急時の対応等 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応 | | 0.8 |
| | 施設設備の保守管理を適切に行っているか。 | |
| | 保安警備、清掃等を適切に行っているか。 | |
| ②施設の利用の許可、利用料の徴収 ○利用の許可 ○利用料金の徴収 | | 0.4 |
| | 利用許可等を適切に行っているか。 | |
| | 適切に利用料金の徴収が行われているか。 | |
| ③その他管理施設の管理に必要な業務 ○利用受付・案内 ○付属設備（備品含む）の貸出及び利用指導 | | 0.4 |
| | 施設の利用受付・案内は適切であるか。 | |
| | 付属設備（備品含む）の貸出及び利用指導は適切に行われているか。 | |
| ④利用者サービス ○利用者へのサービス提供・向上策 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応 | | 0.6 |
| | 利用者へのサービス向上に努めているか。 | |
| | 個人情報は保護されているか。情報公開はなされているか。 | |
| ⑤収入支出の状況 | | 0.8 |
| | 経営状況は健全か。 | |
| | | |
| ⑥職員の配置 ○正職員（常勤）4名配置 ○非常勤職員（非常勤）6名配置 | | 0 |
| | 職員の配置は適切か。 | |
| | | |
| ⑦会計事務の状況 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○必要な規程類の整備 | | 0.2 |
| | 会計の不適正事案、事故等はないか。 | |
| | 月次の点検を行い、その結果が適正であるか。 | |
| ⑧関係法令の遵守状況 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ○県内発注（鳥取県産業振興条例） | | 0.2 |
| | 関係法令を遵守しているか。 | |
| | 県内事業者への発注に努めているか。 | |
| ⑨県の施策への協力 ○障がい者就労施設への発注 | 障がい者就労施設への発注等に配慮しているか。 | 0.6 |
| 総括 (各委員は各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に総合的に評価) | 注) 右欄の値は各委員の総括点の平均値であり、各項目の平均値を均した値ではない。 | 0.6 |

イ 評価委員からの主な意見

- ・トラブルに対し適切に処理している。
- ・施設設備の保守・管理等、細やかな気配り等されており、適切に行われている。
- ・新たな設備が追加され管理する面積も増える中10人役のままで適切に対応されている。
- ・利用者からの意見の吸い上げを行いニーズの把握に努めている。
- ・利益も出ており評価できる。
- ・問題なく市場の運営ができている。